

International Journal of Japan Association for Management Systems (IJAMS) 原著論文投稿規程

(目的)

第1条 本規程は International Journal of Japan Association for Management Systems (以下 IJAMS) への原著論文の投稿について定める。

(IJAMS の発行)

第2条 IJAMS は、経営システムの諸問題に関する学術的、実務的研究の発展のために、独創的な研究成果を電子ジャーナル形式で公表することを主たる目的とする。

(投稿資格)

第3条 本学会の正会員に限らず投稿できる。

(原著の種類)

第4条 IJAMS に掲載する原著は、論文とする。原著論文は経営システム問題に関する理論的、方法論的に新規性を有するまとまった研究成果を公表するものである。原著論文には、その研究目的と結論が明示されていなければならない。したがって、事象列挙的なもの、研究の予告、中間報告的な内容のものは、原著論文として不適當である。

(原著論文投稿の基本的要件)

第5条 投稿する原著論文の研究内容は、他の刊行物に発表されていないものに限られる。

(二重投稿の禁止)

第6条 IJAMS への原著論文投稿と時期を同じくして他の刊行誌へ投稿することを禁じる。もし、原著論文の審査過程、あるいは、掲載決定後に二重投稿が明らかになった場合には、審査の中止、掲載決定の取り消しなどの処置を講ずる。

(原著論文の執筆および投稿)

第7条 原著論文の執筆および投稿方法については、IJAMS 原著論文執筆細則に定める。

(原著論文の審査)

第8条 投稿された原著論文の掲載可否については、2名以上のレフェリーの審査結果を基に、IJAMS 編集委員会がこれを決める。審査結果によっては原著論文の修正が要請される。原著論文の審査および掲載の細部に関する手続きは IJAMS 編集委員会運営細則で定めるものとする。

(掲載料および別刷代)

第9条 原著論文の掲載に当っては、投稿者は掲載料金を支払うものとする。なお、掲載料金、別刷り料金は IJAMS 原著論文執筆細則に定める。

(著作権)

第10条 掲載された原著論文の著作権は本学会に属するものとする。著作権に関して何か問題が生じた場合には、本学会と投稿者が誠意を持って協議するものとする。

(規程の変更)

第11条 本規程の変更は、総会において出席会員の2分の1以上の承認を得なければならない。

(施行)

第12条 本規程は平成27年5月30日より施行する。